長岡京市防災・スポーツ施設基本計画策定業務 公募型企画競争方式に係る実施要領

本実施要領は、長岡京市防災・スポーツ施設基本計画策定業務(以下、「本業務」という。) の委託事業を公募型企画競争方式(以下、「プロポーザル」という。)により選定するために 必要な事項を定める。

■業務目的と内容

長岡京市防災・スポーツ施設調査検討業務報告書(令和6年3月)で示した基本理念である、普段から様々な人に使われ健康づくりやコミュニティ形成に寄与し、災害時には日常の延長上で避難施設として活用されるフェーズフリーで、持続可能な社会づくりに貢献する施設を整備することを目的として、以下の項目に留意しながら基本計画を策定するものである。

なお、詳細は、別紙仕様書による。

- 前提条件の整理
- 必要な機能、規模、仕様の検討
- 建築計画の検討
- 外構計画の検討
- 事業計画の検討
- 庁内調整の支援と地域住民・関係者の意見聴取等
- 今後の課題整理と基本計画の作成

■業務量の目安

提案上限額は、14,135千円(消費税及び地方消費税を含む)程度とする。

■業務履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

■選定方法

「長岡京市防災・スポーツ施設基本計画策定業務企画競争方式審査委員会」(以下、「審査委員会」という。市職員5名で構成。)において、本プロポーザルに参加を認められた者の提出する企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査し、業者を特定する。

■参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び同条

第2項各号の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和5・6年度長岡京市物品等競争入札等参加有資格業者名簿に「建築コンサル」 「土木コンサル(都市計画)」のいずれにも登録がある業者のうち、いずれかを最希望として登録している者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 長岡京市暴力団排除条例(平成24年長岡京市条例第20号)第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3項に規定する暴力団員等に該当する者でないこと。
- (6) 参加申込書提出以後、長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱による指名 停止業者でないこと。

■実施スケジュール

内 容	期間・期限	
① 実施要領配布	令和6年5月10日(金)~29日(水)午後4時	
② 質問書の受付	令和6年5月10日(金)~17日(金)午後4時	
③ 質問書の回答	令和6年5月22日(水)午前10時以降	
④ 参加表明書提出期限	令和6年5月29日(水)午後4時	
⑤ 企画提案書提出期間	令和6年5月10日(金)	
	~6月10日(月)午後4時	
⑥ 参加決定及びプレゼンテーション	令和6年6月13日(木)	
審査日程通知		
⑦ プレゼンテーション審査	令和6年6月20日(木)、27日(木)のうち、	
	指定する日時	
⑧ 審査結果通知	令和6年7月3日(水)までに通知	
⑨ 仕様書の協議、契約締結	令和6年7月8日(月)以降	

■参加申込みの受付

- (1)提出書類
 - ①参加意思表明書(様式1)
 - ②会社概要(様式2)
- (2) 提出方法
 - ①提出期限

令和6年5月29日(水)午後4時

②提出場所

長岡京市 市民協働部 防災・安全推進室

〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目1番1号(新庁舎(一期)4階)

電話 075-955-9661 FAX 075-951-5410

メールアドレス bousaianzen@city.nagaokakyo.lg.jp

受付時間 午前9時~午後5時(土日祝除く、最終日は午前9時から午後4時)

③提出部数

正本1部

④提出方法

- 持参、郵送(簡易書留に限る)、FAX又は電子メール
- 郵送の場合は、期限までに必着のこと。また、提出時には必ず本市へ事前確認すること。
- なお、提出物が郵送事故により期限までに到着しなかった場合、異議申し立ては できない。

⑤その他

- 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- 提出書類受付後、補足資料の提出や電話によるヒアリングを求める場合がある。

■質問書の受付及び回答

参加の申込み、企画提案等について質問がある場合は下記のとおり問い合わせすること。

(1) 提出書類

質問書(様式3、または様式3に準じた任意様式も可)

- (2) 提出期限と提出方法
 - ① 提出期限

令和6年5月17日(金)午後4時

- ② 提出方法
 - 電子メールにて上記①質問書を添付して送信すること。
 - なお、電子メールの件名については、「長岡京市防災・スポーツ施設基本計画策定 業務プロポーザルに関する質疑について(事業者名)」とし、送信後必ず電話にて 受信確認を行うこと。
- ③ 送信先

長岡京市市民協働部防災 • 安全推進室

メールアドレス bousaianzen@citv.nagaokakvo.lg. ip

(3)回答

令和6年5月22日(水)午前10時を目途に本市ホームページにて回答する。質問者 名は表示しない。なお、回答内容は仕様書の追加、修正として取り扱う。

■企画提案書の受付

参加表明書を提出した者は、下記に示す企画提案書等を提出期限までに提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ① 提案評価応募申込書(様式4)
 - ② 企画提案書(任意様式)
 - A3サイズ片面 10枚程度
 - プレゼンテーション時は企画提案書内で示したもののみを使って説明すること
 - ※ 提案内容は後述の「長岡京市防災・スポーツ施設基本計画策定業務 公募型企 画競争評価基準表」(以下、「評価基準表」という。)の審査項目を満たすものと し、項目ごとに分けて作成すること
 - ③ 参考見積書(任意様式)
 - A 4 サイズ片面 1 枚
- (2) 提出方法
 - ① 提出期限

令和6年6月10日(月)午後4時

② 提出場所

長岡京市 市民協働部 防災·安全推進室

〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目1番1号(新庁舎(一期)4階)

電話 075-955-9661 FAX 075-951-5410

メールアドレス bousaianzen@citv.nagaokakvo.lg.ip

受付時間 午前9時~午後5時(土日祝除く、最終日は午前9時~午後4時まで)

③ 提出部数

6部(正本1部、写し5部)

④ 提出方法

持参とする。

- ※ 提出された企画提案書は、提出期限までは自由に変更できるものとする。ただし、変更する場合には、提出された書類全てをいったん持ち帰り、改めて変更された書類を含む全ての書類を提出すること。
- (3) 企画提案書作成にあたっての留意事項
 - ① 用紙は片面印刷(カラー可)とし、文字サイズは注記等を除き11ポイント以上とする。また、用紙の余白は25mm以上とること。
 - ② A3 サイズ書類についてはA4 サイズに折りたたむこと (Z 折り)。
 - ③ 作成される副本については、提案者が特定できる企業名、ロゴ、氏名等は記載しないこと。
 - ④ 提案にあたっては、文章を補完するために必要な図、表、写真、イラスト、イメー

ジ図等を使用し分かりやすく簡潔に記述すること。

- ⑤ 下部中央にページ番号を付すこと。
- ⑥ 提出書類については製本せずに長辺綴じでクリップ留めとすること。

■企画提案書提出者の選定(応募者多数の場合)及びプレゼンテーション審査の日程の通知 応募者が多数の場合、提出された企画提案書の内容を審査し、上位5者程度を選定する場 合がある。企画提案書提出者に対しては、①選定または非選定のいずれかの結果に加え、選 定対象者については、②プレゼンテーション審査日程も併せて通知する。

(1) 通知日程

令和6年6月13日(木)までに通知

(2)通知方法

参加表明書(様式1)に記載されたメールアドレスへ送付。その後、原本を郵送。期日までに通知がない場合は確認の電話をすること。

(3) 選定結果に関する問合せ

プレゼンテーション審査の参加を認められなかった者は、令和6年6月18日(火)午後5時までに選定結果について書面(任意様式)により説明を求めることができる。

■プレゼンテーション審査

- (1) プレゼンテーション及びヒアリング
 - ①実施日時

令和6年6月20日(木)又は27日(木)のいずれか

②実施場所

実施日時を通知する際に併せて通知

③時間配分

プレゼンテーションにおける提案時間は20分以内とし、その後20分程度の 質疑応答を行う。事前準備、退出はそれぞれ5分以内とする。

④出席者

本業務の予定担当者等とし、1者あたりの出席人数は4名までとし、予定担当者 は必ず出席すること。

- ⑤ その他
 - プレゼンテーションで使用する機材はすべて説明者で準備すること。ただし、電源、スクリーンについては本市で用意する。
 - 他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
 - 審査は事業者名を公表せずに行うので、名札等は着用せず、プレゼンテーションの説明時にも事業者名がわかるキーワードは発言しないこと。
 - プレゼンテーション及びヒアリング時の追加資料は受理しない。

(2) 審査方法

- 提出された企画提案書をもとに、プレゼンテーションを実施
- 評価点方式により順位付けを行い、市長に報告
- ・ 市長はその報告をもとに契約候補者及び次点候補者を特定 (契約候補者は満点の6割を超える評価点を得た者だけが対象)

■審査基準

(1) 評価基準

評価項目	評価の着目点	配点	
企画提案書全般	業務の内容及び目的を的確に把握しているか	1 0	
	本市の特徴、課題を理解、分析は十分なされてい	1 0	
	るか		
	本市の求める成果を踏まえ、業務の実施方針が	1 0	
	具体的かつ適切に示されているか		
提案・アイデア	本市の求める施設となる内容となっているか。		
	(以下に繋がるものか)		
	・ 普段から様々な人に使われ健康づくりやコミ		
	ュニティ形成に寄与し、災害時には日常の延長	1 5	
	上で避難施設として活用されるフェーズフリー		
	で、持続可能な社会づくりに貢献する施設		
	・ 効率的な運営が期待できる施設機能を有して		
	いるか		
	具体性及び実現の可能性はあるか	1 0	
	市民や関係者の合意形成手法について、十分な	1.5	
	提案がされているか	1 5	
	業務を確実に遂行する実施体制を有しているか 5	5	
実施体制	類似例の実績を踏まえた提案者ならではの視点	1.5	
	はあるか。	1 5	
	施設整備までの適切な日程のスケジュールが提	1 0	
	案されているか。	1 0	

- 参考見積額は評価対象とはしない
- 企画競争の参加者が1者となった場合は、満点の6割を超える評価点を基準点とし、 これに満たない場合は、特定しない。なお、企画競争の参加者の公表は、「長岡京市入 札及び契約等に関する公表基準」に準じて行う。

(2) 最優秀提案者の特定

- 審査委員会による審査を経て、総得点が高い者から順位付けを行い、最も高い者を最 優秀提案者として、また、2番目に高い者を次点提案者として特定する。
- ただし、いずれも満点の6割を超える評価点を超える者だけを特定の対象とする。審査の総得点が同点の場合は、評価対象の項目「企画提案書全般」の評価点が高い者を、さらに「企画提案書全般」の評価点も同点の場合は、評価対象の項目「提案・アイデア」の点数が高い者をより高い順位として特定する。

■審査結果通知

- (1) 通知日程
- 令和6年7月3日(水)までに通知
- 「最優秀提案者」「次点提案者」または「非特定」の内容を示した通知書を全提案者に対し、参加表明書(様式第1号)に記載されたメールアドレスへ送付し、その後、原本を郵送
- 本プロポーザル手続きが完了後、市ホームページで審査結果を公表

(2) 非特定に関する事項

- 提出した企画提案書が特定されなかった旨通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に書面により、長岡京市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- 上記項目に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10 日以内に書面により行う。
- 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

長岡京市 市民協働部 防災・安全推進室

〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目1番1号(新庁舎(一期)4階)受付時間 午前9時~午後5時(十日祝除く)

※ 持参のみ受付

■業務委託契約

(1) 契約の締結

最優秀提案者と業務委託契約に係る詳細内容の協議を行う。但し、最優秀提案者が下記 のいずれかに該当し業務委託契約ができない場合は、次点の者を相手先として再特定する。

- ① 特定後に参加資格要件に関する条件を満たさないことが明らかになったとき。
- ② 見積徴取の結果、契約締結できなかったとき。
- ③ 本業務委託契約の締結を辞退したとき。
- ④ その他の理由により業務委託契約の締結が不可能となったとき。

(2) 業務委託契約の仕様及び条件

- ① 本業務の仕様については、長岡京市防災・スポーツ施設基本計画策定業務仕様書と 企画提案書に記載された内容を尊重し、委託者において定める。
- ② 本業務委託の仕様決定にあたり、業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ③ 業務の一部再委託は、参加意思表明時にその旨の記載がある場合を除き、原則としてできないものとする。

■その他

- ① 提案者からの企画提案は1者1提案とする。
- ② 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ③ 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- ④ 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- ⑤ 審査内容や審査経過については、公表しない。
- ⑥ 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを 受けることはない。
- ⑦ 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。